

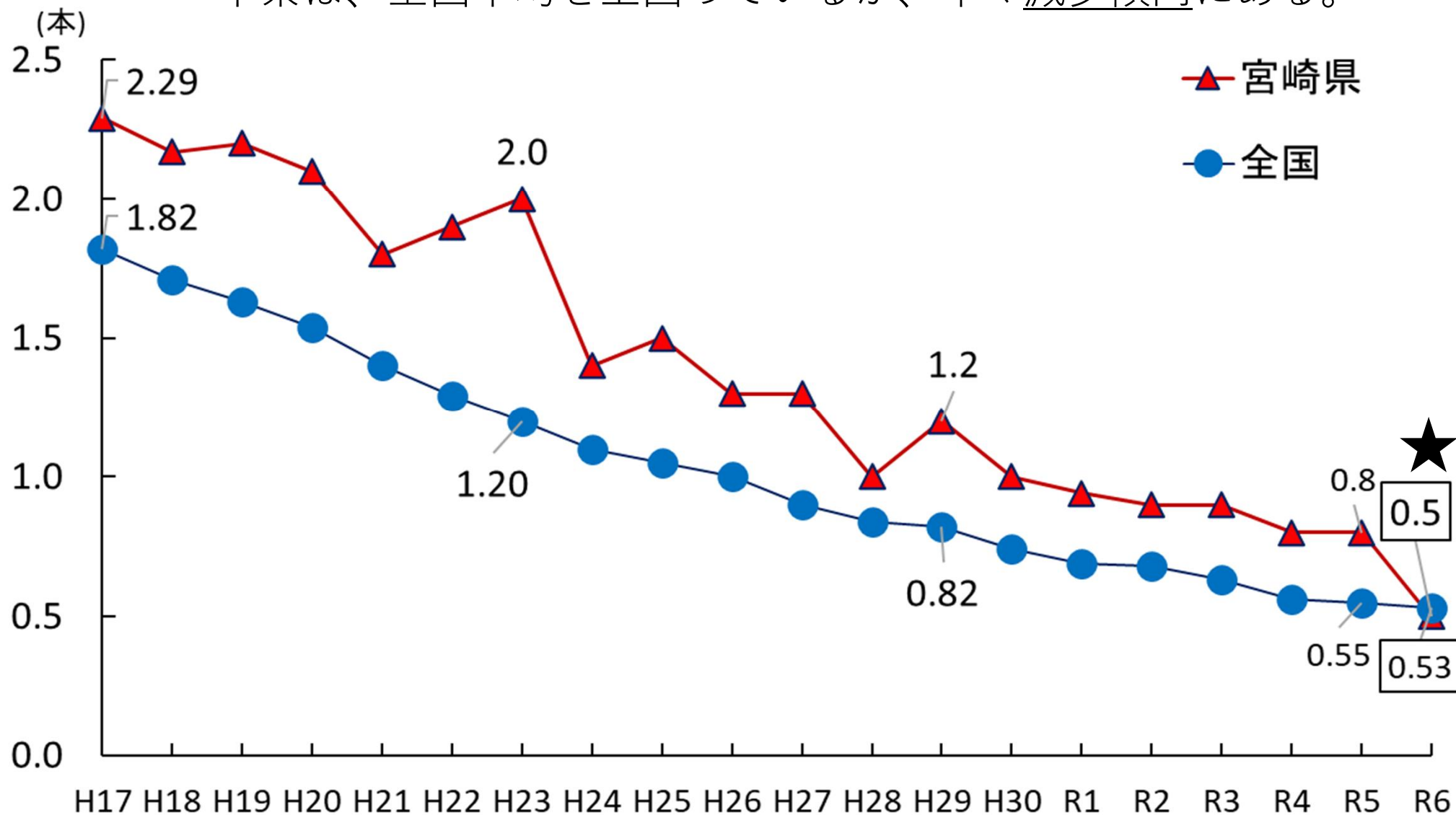
学齡期における フッ化物洗口の推進について



高鍋保健所健康づくり課
令和 7 年 8 月 2 8 日

12歳児一人平均むし歯数の推移

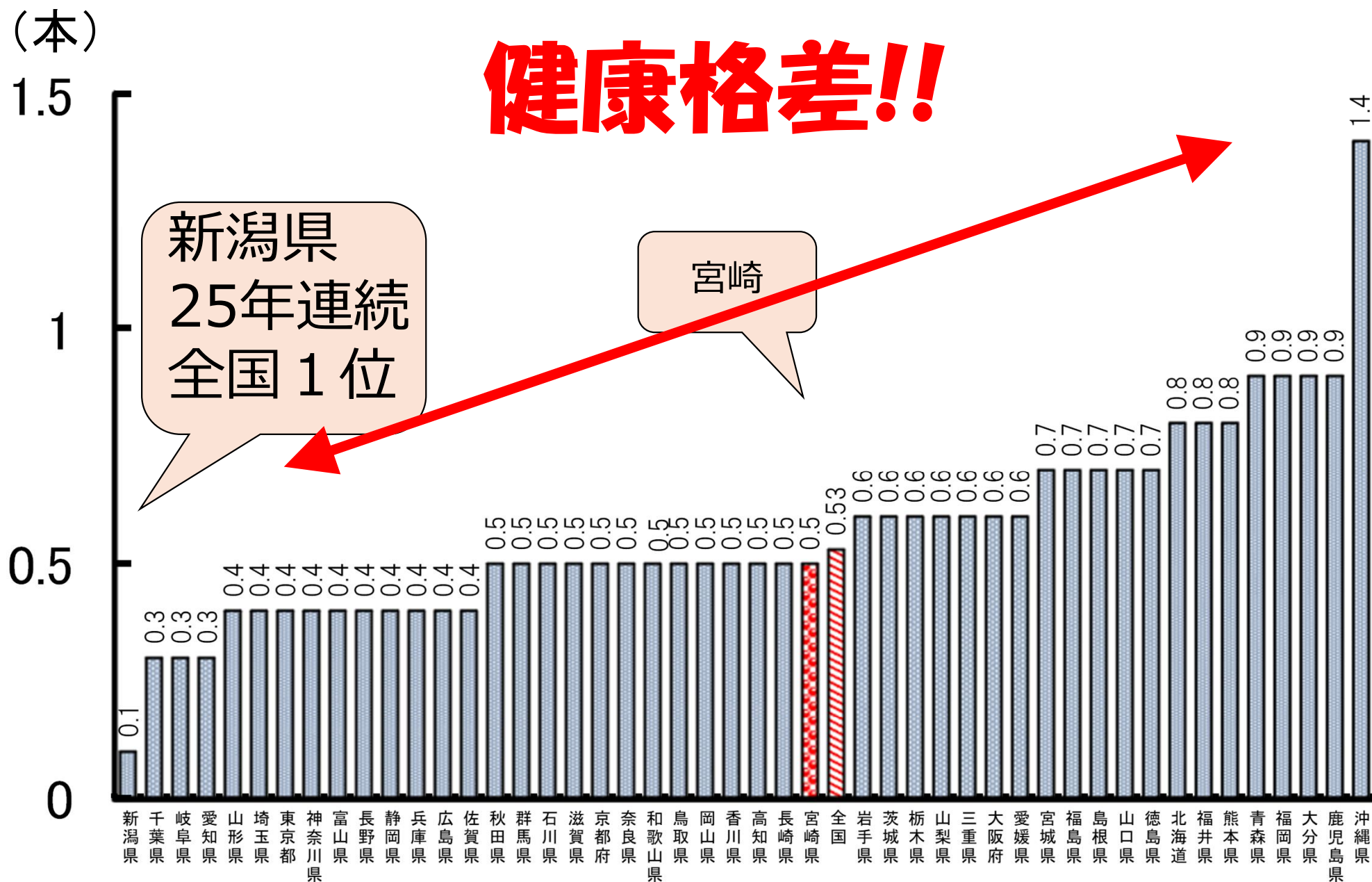
本県は、全国平均を上回っているが、年々減少傾向にある。



令和6年度12歳児一人平均むし歯数(永久歯)都道府県別

3

健康格差!!



3

歯を喪失する主な原因について

全国は 歯周病



宮崎県は う蝕

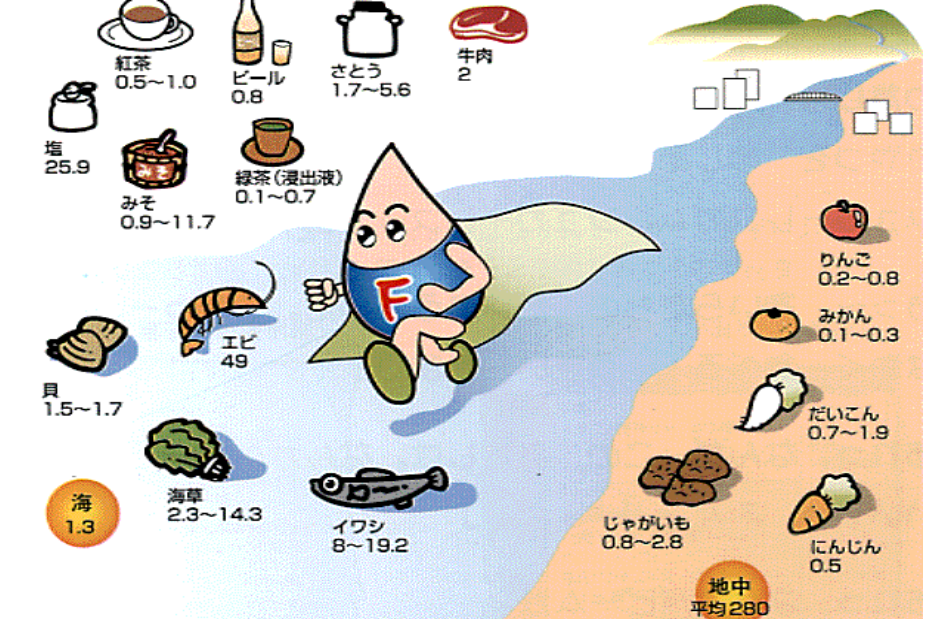


永久歯に生えかわる時期の
「フッ化物洗口」が有効



フッ素とは

- フッ素は自然環境に広く分布している元素の一つです。地中はもとより海水、河川水、植物、動物等すべてに含まれており、私たちが毎日飲む水やお茶の中にもフッ素は含まれています。



フッ素は自然界のどこにでもあります
しかし、むし歯を予防するには不十分です

- 日本ではフッ化物洗口、フッ化物塗布、フッ化物配合歯磨剤によるむし歯予防が行われています。世界では51カ国 4 億人以上の人たちが水道水フッリレーションの水を飲んでいきます。

(World Population Review 2025)

(水道水フッリレーション：むし歯予防のために水道水中のフッ化物濃度を調整する方法。日本では実施されていない。)

フッ化物洗口の効果

- むし歯がほぼ半減する。(40~60%)
- 就学前(4歳)から中学生時代まで継続して実施することが確かな予防効果につながる。
- 環境によらず効果が得られ、健康格差の縮小につながる。

第3期宮崎県歯科保健推進計画

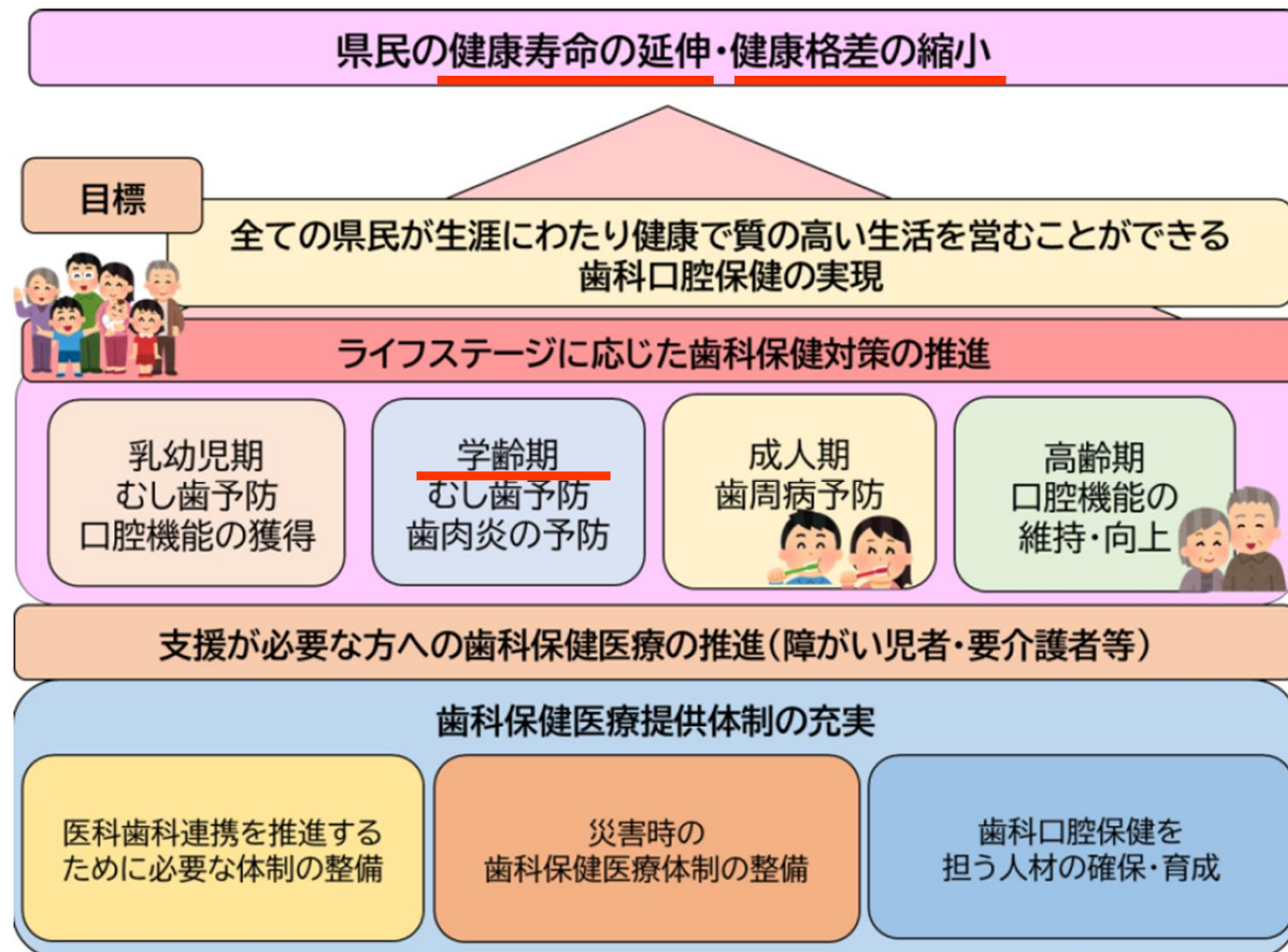
7

○計画の趣旨

(R6.3改定)

県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

○期間 令和6年度から令和11年度まで



7

主な指標項目

<学齢期>

		策定時 (H28年度)	直近値 (R 5 年度)	目標値 (R11年度)
12歳児の一人平均むし歯 数を減らす		1.2本	0.77本	0.6本
12歳でむし歯のない者 の割合が90%以上の市 町村を増やす			2 市町村	6 市町村
<u>フッ化物洗口 に取り組む小 学校、中学校の 割合を増やす</u>	小学校	48.5%	81.5%	90%
	中学校	37.5%	60.6%	70%

2.宮崎県と管内の状況

9

※ すべての期間中断施設は未実施で計上

小学校の実施状況

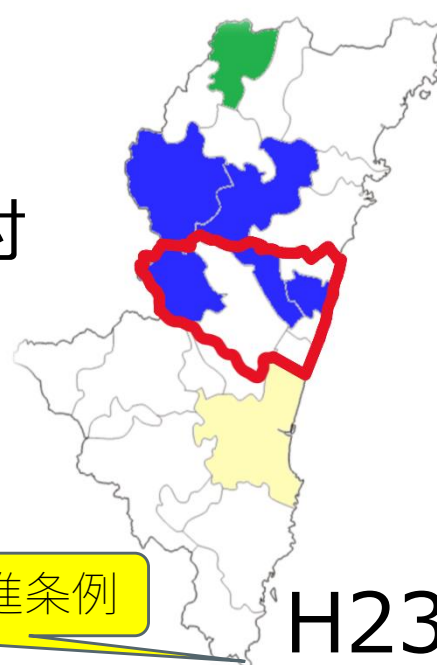
7
H23

市町村

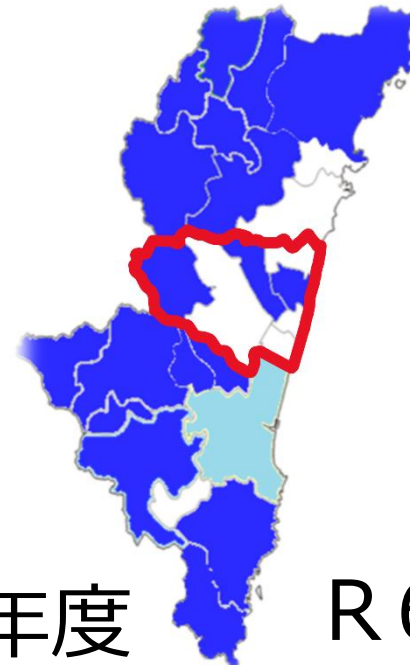
19

市町村

歯・口腔の健康づくり推進条例



H23年度



R6年度

- 小学校の実施状況について、7市町のうち、4市町が高鍋保健所管内
- 「う蝕の治療率の低さ」や「家庭の意識の低さ」は問題視されていたが、フッ化物洗口実施については課題に上がらず。



フッ化物洗口の実施状況に地域格差が生じている。

フッ化物洗口を継続実施できる環境づくりの推進

9

令和6年度のフッ化物洗口導入への動き

10

保健所

連携



地域歯科医師会

令和6年6月A自治体議会

『小中学校生徒へのフッ化物洗口事業の推進』

⇒地域歯科医師会からの請願書が全会一致で採択



保健所が『関係機関の意見交換会』を急ぎ開催

溶液タイプ・国補助金等の情報を提供



教育委員会より、実施の意向表明あり



この動きを契機に、未実施市町へアプローチ開始

10

令和6年度のフッ化物洗口導入に向けた取組

11



保健所担当課（保健師）

溶液タイプ、国補助金等

実態調査

状況の
見える化

意見交換

研修会



保健所長

首長が出席する会議でフッ化物洗口の推進について提言



県口腔保健支援センター（県健康増進課）

教育委員会・校長会へ説明・助言・情報提供

研修会

Q&Aの作成、溶液タイプ、国補助金、マニュアル等

教育委員会
歯科医師

高鍋保健所地域歯科保健推進協議会

11

溶液タイプのフッ化物洗口剤の紹介

溶解

希釈・濃度調整

劇薬管理

不要による

時間・手間の削減

価格は

顆粒タイプの5倍 高額



フッ化物洗口の実施手順（例）

※県フッ化物洗口マニュアルより一部抜粋

13

溶液タイプの洗口液を使った場合・・・**職員の負担軽減に繋がる！**

1 薬剤の管理・洗口準備

2 配布



⑦ 洗口液を各学級へ分配します。



⑧ 各学級で1名分（10ml）ずつ紙コップ等に分注します。
※はじめに洗口液が出るまで数回空押しをします。

3 洗口



⑨ 30秒から1分程度ブクブクとうがいをし、口中に行きわたらせます。
※やや下向きにうがいをするとうがいしにくくなります。
※飛沫が飛ばないように、口は閉じて洗口を行います。



⑩ うがいが終わったら、紙コップに口を近づけ洗口液が飛び散らないようにできるだけ低い位置で静かに吐き出します（コップにティッシュを入れます）
※うがいが終わったら30分は飲食をしないようにします。

4 片付け



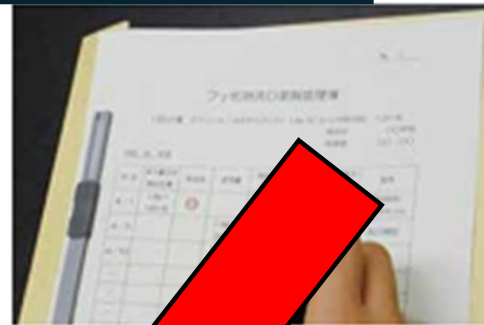
⑪ 残った洗口液や、使用後の洗口液は排水管に廃棄します。



⑫ 容器等は洗浄後、乾燥させます。



① フッ化物洗口剤は箱を開け、保管し、使用の便に取り出し、再



② 管理簿に記入をします。



③ 希釈用ポリタンクに決め



④ 粉



⑤ 実施する学級分の洗口液を分注します。



⑥ 準備完了です。

13

国庫補助事業の紹介

8020運動・口腔保健推進事業

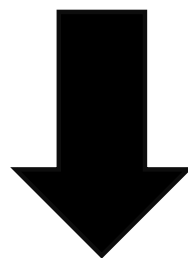
⇒ フッ化物洗口の取組に係る費用を助成する

★ 令和2年度より 『市町村』 追加

★ 令和6年度より 補助率1/2 → 定額121万円

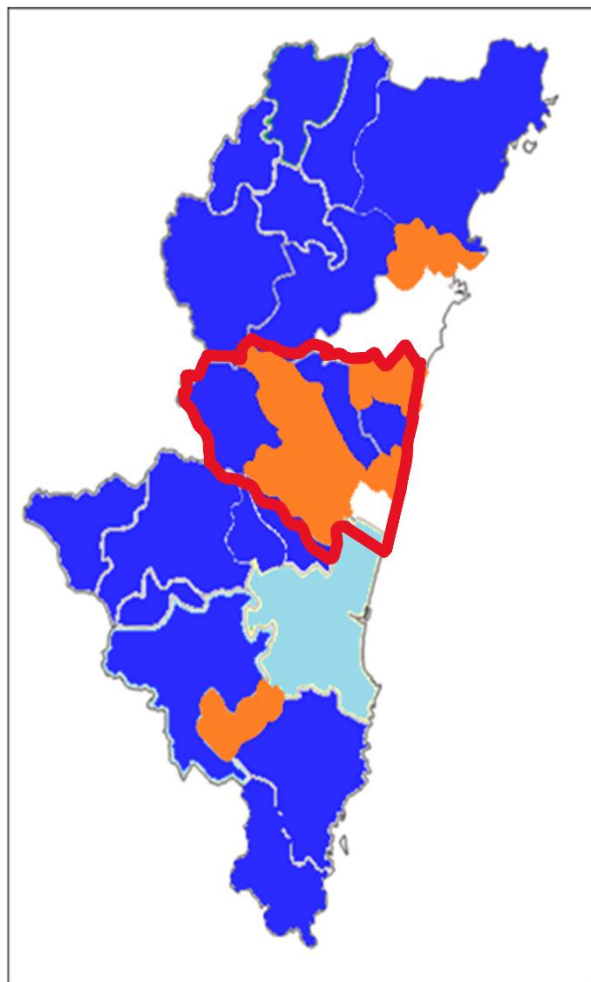
※1自治体毎

- ①情報を見える化して提供し現状の共有
- ②意見交換や研修会の開催
- ③関係機関と連携した未実施4市町への導入支援



3 市町が令和7年度中の導入開始を決定
1 町が導入に向けて検討中





■ R7～8年度開始予定

- ①令和7年度に導入する市町に対し、確実にフッ化物洗口が開始できるように引き続き、連携・協力していく
- ②より効率的・効果的な手法等の情報提供
- ③現在導入を検討している1町に対しては、教育委員会等の関係機関と連携し導入支援を継続する

